

経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置の終了及び 中小企業経営強化税制の適用期間延長について

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は2019年3月31日をもって終了しました。

適用期限である2019年3月31日までに取得した設備は本特例措置の対象となりますが、2019年4月1日以降に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。

なお、中小企業経営強化税制(認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備(機械装置、器具備品等)を取得した場合に、即時償却又は法人税(所得税)の税額控除を受けられる支援措置)は、平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)において、平成31年3月31日までの適用期限は2年延長されます。

詳細はこちら(PDF) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.pdf>

生産性向上特別措置法における「中小企業の先端設備等導入計画」については、引き続き2020年度末までに新規取得される設備の「固定資産税の特例措置」が受けられます。

【参考】

中小企業庁の案内チラシ (PDF)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiPRtoushi.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **概要** (PDF)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiPRgaiyou.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **策定の手引き** (PDF)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiSentan.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **認定状況について**
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2019/190131seisansei.htm>